

様式第12 法第49条第4項第3号関係（都市計画法第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可）

都市計画法第59条第1項から第4項までの認可又は承認に関する事項

1. 都市計画事業を実施しようとする者
住 所 上閉伊郡大槌町上町1番3号
氏名又は名称 大槌町

2. 都市計画事業の種類及び名称
大槌都市計画 一団地の住宅施設整備事業（安渡地区）

3. 事業計画
イ. 事業地
（1）収用の部分
岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目、大槌第28地割及び大槌第29地割地内

（2）使用の部分
なし

ロ. 設計の概要
別添設計の概要を表示する図書のとおり
面積 0.5ha

ハ. 事業施行期間
自 許認可告示のあった日
至 令和3年 3月31日

備考 被災関連市町村等が都市計画事業を施行しようとする場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる

大槌都市計画 一団地の住宅施設整備事業(安渡地区) 平面図



一団地の住宅施設整備事業(安渡地区)
面積: 約0.5ha

凡 例	
	都市計画決定区域
	都市計画事業認可区域
	字界
	収用の部分

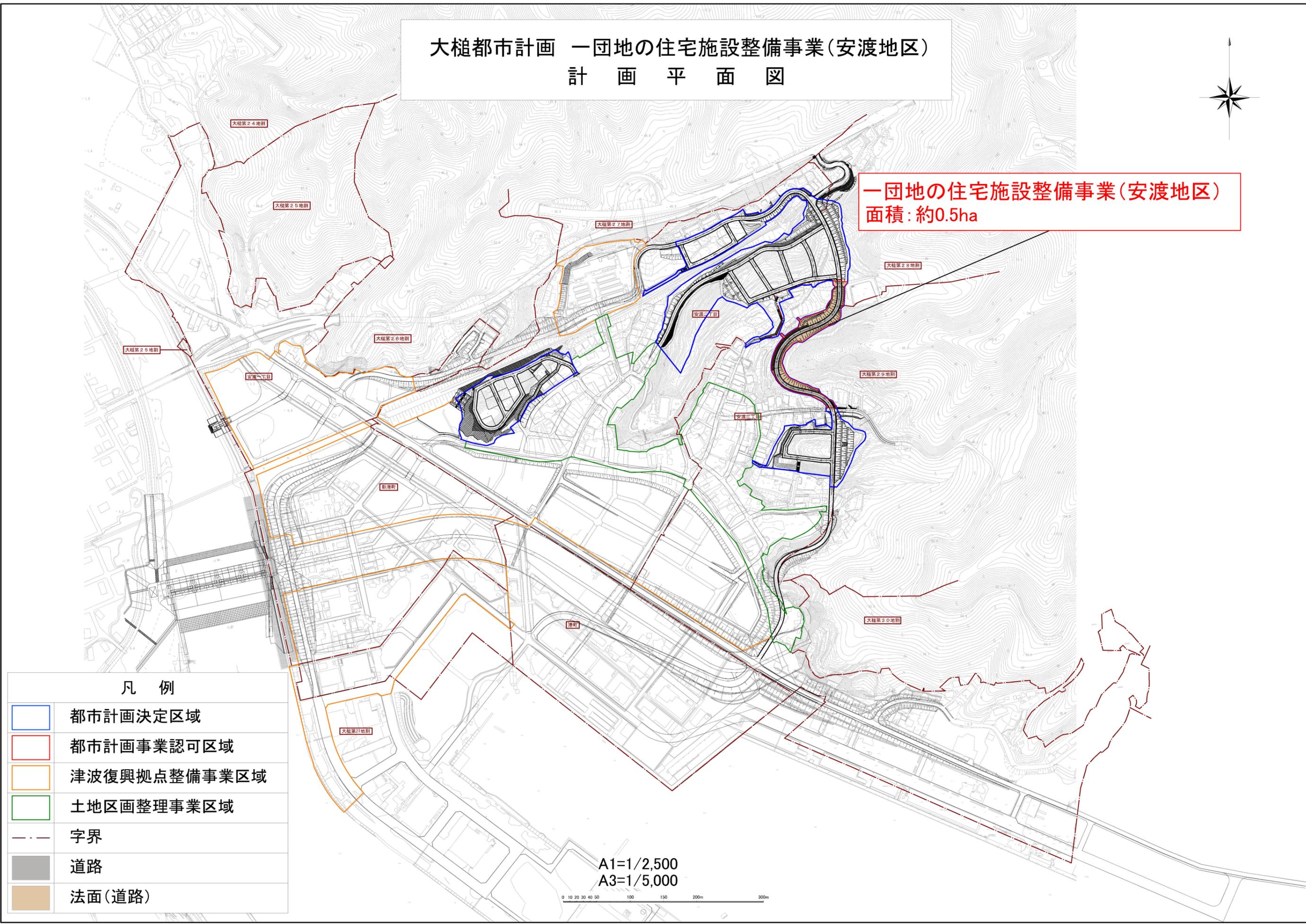
A1=1/2,500
A3=1/5,000



大槌都市計画 一団地の住宅施設整備事業(安渡地区) 計 画 平 面 図



一団地の住宅施設整備事業(安渡地区)
面積: 約0.5ha



凡 例

	都市計画決定区域
	都市計画事業認可区域
	津波復興拠点整備事業区域
	土地区画整理事業区域
	字界
	道路
	法面(道路)

A1=1/2,500
A3=1/5,000



設計概要説明書

名 称		一団地の住宅施設整備事業（安渡地区）			
位 置		岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目、大槌第28地割及び大槌第29地割地内			
面 積		約0.5ha			
住宅施設、 公共施設の位置及び規模	住宅施設	—	備 考		
	公益的施設	—			
	公共施設	道路	安渡地区の既存住宅地と新団地間との連携を図り、地域コミュニティを維持しながら国道から県道を結ぶ避難路を兼ねた東側幹線道路（幅員6m、延長約287m）を整備する。		
		公園及び 緑地	—		
		その他の 公共施設	—		
小計		約0.5ha			
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		—			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		—			
用途地域		—			

計画平面図は、別紙のとおり。